

令和8年度 攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務に関する質問への回答

番号	質問	回答	回答日
1	仕様書1ページ、がん検診受診率に関する「大阪府が行った調査」の調査結果、レポートなどを共有していただくことはできますでしょうか。	第4期大阪府がん対策推進計画 ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/fourthplan/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/fourthplan/index.html</a> ) 27ページをご参照ください。	3/19
2	仕様書p1「2.業務目的」に記載の大阪府様による調査データの根拠となる元データはございますでしょうか？ある場合はそのデータをご提供いただけますでしょうか？		3/19
3	仕様書3ページ、けんしんに関するSNS発信について、想定しているSNSプラットフォームはありますか。また、大阪府が持つ既存のアカウントからの発信、もしくは新規にアカウントを立ち上げたうえでの発信のいずれを想定していますでしょうか。	おおさか健活大使のアカウントからXでの発信を想定しています。おおさか健活大使側との調整は本業務に含まれますが、発注者側との調整には数日程度を要します。	3/19
4	SNS発信のアカウントと運用フローについて SNS発信（年間10回程度）について、使用するプラットフォームとアカウントは、府が既に運用されている公式アカウントを想定されていますでしょうか。その場合、原稿提出から府の承認完了・投稿までに要する一般的な日数の目安をご教示ください。		3/19
5	仕様書3ページ、啓発資材の配布にあたって、配布にかかる費用（郵送費など）は受託者負担でしょうか。	チラシやポスター、デジタルサイネージ等の配布にかかる郵送費等、本業務の遂行に係る費用はすべて受託事業者の負担をお願いします。	3/19
6	仕様書3ページ「府ホームページでけんしん受診を勧奨するための素材」とありますが、これは受託者の作業内容は素材の提供まで、府ホームページへの掲載作業は含まないという認識で差し支えないでしょうか。	府ホームページへの掲載作業は発注者が実施します。	3/19
7	仕様書3ページ「府内保険者及び保険者団体、市町村へのアンケート」について、アンケート対象先は大阪府よりご指定いただけますでしょうか。また、その場合アンケート対象者の連絡先も紹介いただけますでしょうか。	アンケート対象先は発注者から指定します。必要な連絡先についても発注者から情報提供します。	3/19
8	仕様書4ページ「けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告の立案及び実施」について、想定するLPなどがございましたらご教示ください。	発注者が作成している健活10ポータルサイト ( <a href="https://kenkatsu10.jp/">https://kenkatsu10.jp/</a> ) のけんしんに関するページや、大阪けんしんポータルサイト ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kensin/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kensin/index.html</a> ) を想定しています。ただし、掲載内容は随時更新しています。	3/19
9	仕様書7ページ「再委託」について、原則禁止だが、大阪府と協議のうえ承認を得るとあるが、承認をもらう条件として「専門性から本事業の一部を受託事業者において実施することが困難な場合」「自ら実施するより高い効果が期待される場合」のほか、定められている条件（例、再委託金額の上限等）はありますか。	再委託金額の上限は契約金額のおおむね50パーセントを上限としますが、金額だけで判断するのではなく、お示しいただいている「専門性から本事業の一部を受託事業者において実施することが困難な場合」などを含め総合的に判断し、協議していくこととなります。	3/19
10	仕様書7ページ「再委託」について、たとえば再委託金額の上限等がある場合、物品などの購入や広告配信に係る媒体費などは経費とみなされ、再委託費用に含まれないという認識で差し支えないでしょうか。	再委託に該当するかは、費用の名称に限らず、実態に応じて判断することとなります。なお、再委託については「委託役務業務における再委託等について（お知らせ）」 ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6735/20210125saiitakutou.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6735/20210125saiitakutou.pdf</a> ) を参照ください。	3/19

令和8年度 攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務に関する質問への回答

11	仕様書2ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務について、大使への謝礼支払い800万円程度は税別か税込か。 イベント出演料や啓発資材等への写真使用料(著作権料)、打ち合わせ費用等、A~Dの業務内容にかかる費用がすべて含まれている認識でよいか。		3/19
12	仕様書3ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務(B)(C)(D)について、SNSやポスターチラシ等で使用する大使の宣材写真は無償で提供いただけるのか。		3/19
13	おおさか健活大使の謝礼が800万円程度とありますが、税込み金額となりますでしょうか。	税込み800万円程度を想定しています。イベント出演料、SNS投稿、宣材撮影費及びその使用料、打合せ費用等、本業務にかかる費用すべてを含めた金額を想定しています。大使候補者とは、仕様書2ページ(1)の業務内容A~Dの内容を依頼する想定で調整を進めています。	3/19
14	大使への謝礼支払い800万円には、イベント出演費・メイク/スタイリング費・ビジュアル撮影稼働費・素材提供費などは含まれておりますでしょうか?また稼働回数などに制限はございますでしょうか?具体的にどのような費用が含まれているかご教示いただきたいです。		3/19
15	大使の稼働について、イベント出演・広報物への起用/撮影・SNS発信などはすでに大阪府様と大使の間で確約が取れておりますでしょうか?確約の取れたものがあればその内容をご教示いただきたいです。		3/19
16	仕様書2ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務について、A.(A-1)既存イベントへの参画(出演)回数や実施内容により、謝礼金額に変更はないか。	仕様書に記載の回数(契約期間内1~2回、SNS投稿年間10回程度)の範囲であれば、謝礼金額は変わらない想定です。	3/19
17	仕様書2ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 A.(A-1)既存イベントへの参画について、提案させていただき既存イベントに条件(健活に関するもの、屋内・屋外など)はありますか。また、現時点で主催者側から企画について内諾を得ている必要はありますか。	条件はありません。大阪府以外の行政機関(市町村等)や、民間事業者が主催する集客イベント等への出展も対象となります。仕様書に記載のとおり、けんしん受診率向上に資する効果的な提案となるようなイベント参画の提案をお願いします。また、現時点での主催者への内諾の必要については求めていませんが、公募要領に記載のとおり、審査基準「けんしんPRの企画・運営」の「審査内容」に「企画内容が明確となっているか、実現可能性や計画性が具体的に提示されているか」を含めています。	3/19
18	既存イベントへの参画要件について「既存のイベント」への参画について、対象となるイベントの主催者や規模等の条件はございますか。例えば、大阪府以外の行政機関(市町村等)が主催するイベントや、民間事業者が主催する集客イベント等への出展も、本事業の対象として認められるかご教示ください。		3/19
19	仕様書2ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 A.(A-1)既存イベントへの参画について、けんしん啓発ブースを設置する際に、必須条件や盛り込むべき内容などはございますでしょうか。また、参画を予定していた既存イベントが、主催者側の判断により中止・延期となった場合、代替イベントの再選定やそれに伴う追加費用の責任はどこまで受注者が負うべきでしょうか。	イベントの条件等については、番号17の回答をご参照ください。 仕様書に「雨天時や荒天時、緊急時の対策について、実施体制等を含め講じること。」と記載しているとおり、雨天時や荒天時、緊急時の対応に係る費用も委託費に含んでいます。	3/19
20	仕様書2ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 A.(A-1)既存イベントへの参画について、2回参加する場合、9月~10月に1回は参加必須とし、もう1回の参加は9月~10月以外でもよいか。	2回参画する場合、9月~10月に1回は参加必須とし、もう1回の参加は9月~10月以外でも結構です。	3/19
21	仕様書3ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 Bけんしんに関するSNS配信について、けんしんに関するSNS配信は、どのアカウントから発信される予定でしょうか。また、配信内容も提案に含まれるでしょうか。併せてイベント告知のために、大阪府による発信が可能な媒体があれば教えていただきたい。また無償か有償かも教えていただきたいです。(広報・SNS等への掲載、府庁内への配下等)	けんしんに関するSNS配信アカウントは、番号3の回答をご参照ください。 配信内容は提案に含めます。 イベント告知について、発注者からの発信が可能な媒体は大阪府ホームページ、健活10ポータルサイト、報道提供、健康づくり課公式SNS等です。発信に係る費用は無償です。	3/19
22	仕様書3ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 Bけんしんに関するSNS配信について、発信内容は受注者が決めるか、または、発注者が指定した内容の発信か。	SNS発信の内容確認については、発注者及びおおさか健活大使と調整いただき、おおさか健活大使から発信いただくことを想定しています。仕様書に記載のとおり、SNS発信に係るおおさか健活大使側との調整も本業務に含まれます。	3/19
23	仕様書3ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 Cチラシやポスター、デジタルサイネージ等の啓発資材の作成について、チラシ作成時の想定サイズと様式等指定があれば教えてください(例:A4サイズ/表裏等)	チラシの想定サイズや様式の指定はありません。	3/19
24	仕様書3ページ(1)おおさか健活大使を活用した企画・運営業務 Cチラシやポスター、デジタルサイネージ等の啓発資材の作成について、Cに記載されている配布先約200団体、43市町村と※留意事項に記載されている「(190機関程度)、43市町村へ配布すること」は同一団体で、ポスターを合計約200箇所2枚程度配布する認識で良いか。	Cに記載されている配布先約200団体、43市町村と※留意事項に記載されている「(190機関程度)、43市町村へ配布すること」は同一団体を想定しています。 ポスターは、約200団体、43市町村に対し、1機関あたり2枚程度配布を想定しています。	3/19

令和8年度 攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務に関する質問への回答

25	仕様書4ページ(2)けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告の立案及び実施について、インターネット広告で配信する際の広告バナーについてですが、3ページの※留意事項に記載されている「府ホームページでけんしん受診を勧奨するための素材」とは別に、広告用として新たに作成が必要でしょうか。別に作成が必要な場合は使用用途・仕様を教えてください(バナー等)。	府ホームページで使用する素材と、広告バナーは同一の素材でも異なる素材でもどちらでも可です。けんしん受診率向上に資する効果的なご提案をお願いします。	3/19
26	「府ホームページでけんしん受診を勧奨するための素材も併せて作成すること」とありますが、貴府ホームページで使用するための画像等のデータを作成するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。番号8の回答に記載のホームページをご参照ください。	3/19
27	仕様書p3「(B)けんしんに関するSNS発信(年間10回程度)」について、どの媒体・アカウントによる発信を想定されておりますでしょうか？こちらの項目にかかる作業は投稿内容の提案のみでしょうか？(投稿の作成や編集など発信作業も含まれておりますでしょうか？)	番号3、22の回答をご参照ください。	3/19
28	仕様書p3「(C)チラシやポスター、デジタルサイネージ等の啓発資材の作成」にかかるポスターやチラシなどの納品は大阪府様へ一括納品でしょうか？もしくは受託社から約200団体、43市町村へ個別発送となりますでしょうか？また、チラシの部数は何部を想定しておりますでしょうか？		3/19
29	啓発資材(ポスター・チラシ等)の納品方法について 必須要件である約250機関への啓発資材配付について、納品形態の想定をご教示ください。受託者側で各機関へ個別発送を行う必要があるのか、あるいは府の指定場所への一括納品(発送業務は府が行う)となるのか、仕様の範囲について確認させてください。	チラシについては規定ありません。受託事業者において、けんしんの啓発に適していると判断する啓発資材について、サイズや枚数も含めてご提案ください。受託事業者側で府が指定する各機関へ個別発送を行っていただきます。	3/19
30	啓発資材(チラシ)について A3ポスターについては1団体2枚程度を必須とのことですが、チラシについてはサイズ・枚数など想定はございますでしょうか。		3/19
31	仕様書p3「(D)本事業仕様書(2)けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告のキービジュアルの作成」のキービジュアルはどこに使われるものでしょうか？(C)の啓発資材にかかるデザインとは異なりますでしょうか？	仕様書4ページ「(2)けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告の立案及び実施」業務への活用を想定しています。(C)の啓発資材にかかるデザインとは同一でも、異なってもどちらでも構いませんが、けんしん受診率向上に資する効果的な提案となるような企画をお願いします。	3/19
32	仕様書p4「(2)けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告」での広告バナーの遷移先は何を想定されておりますでしょうか？ 遷移先の作成等作業は必要でしょうか？	広告バナーの遷移先の想定は、番号8の回答をご参照ください。 遷移先の作成作業は不要です。	3/19
33	仕様書p6「(3)大使の写りこんでいる成果物について」に「大使が制作したSNSや広告などの発注者の仕様期限については原則無期限」とありますが、大阪府様と大使の間で確約は取れておりますでしょうか？	おおさか健活大使側の確約は取れておりません。受託決定後の成果物使用期限にかかるおおさか健活大使との調整は、本業務内容に含まれます。	3/19
34	アンケートの実施手法について 府内保険者等および市町村へのアンケート(12月集計報告)について、実施形式に特段の指定(例えば紙媒体での実施必須など)はございますでしょうか。業務の効率化を図るため、一般的なデジタルツールを用いた回答収集を基本とすることは認められますか。	実施形式に指定はありません。デジタルツールを用いた回答収集でも結構です。ただし、アンケート依頼については、郵送で行うこととします。	3/19
35	大使素材の提供時期と仕様について スムーズな制作進行のため、「おおさか健活大使」の素材データ(画像や動画等)が受託者に提供される時期の目安と、提供されるデータの形式について、現時点で想定されている範囲でご教示ください。	公募要領「2 スケジュール」に記載のとおり、4月下旬の契約締結を想定しております。契約締結後速やかに発注者・受託者・おおさか健活大使で協議し、素材データを撮影したいと考えております。データ形式は事業者決定後に協議していきます。	3/19
36	制作物の著作権および利用範囲について 本事業で制作した啓発資材やデジタルコンテンツ等について、著作権等の取り扱いをご教示ください。また、府内の市町村等が自身の受診勧奨事業において、本事業の制作物を二次利用することは可能でしょうか。	仕様書「5. 業務全体に係る留意点(2) 著作権及び使用料等について」に記載のとおり、「②本事業における成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。)については、発注者に帰属するものとする。」とさせていただきます。 また、制作物の二次利用については、著作権等をクリアしている前提で府との協議により可能と考えますが、大使が映り込んでいる成果物について、期限を定める必要がある場合は契約期間内の使用となる想定です。	3/19
37	インターネット広告の効果測定について インターネット広告の遷移先は府の既存ホームページとなる想定ですが、広告配信の正確な効果測定を行うため、遷移先ページに対して受託者側から一般的な計測用タグ等の設置を依頼することは可能でしょうか。	遷移先は、発注者が作成している健活10ポータルサイト( <a href="https://kenkatsu10.jp/">https://kenkatsu10.jp/</a> )のけんしんに関するページや、大阪けんしんポータルサイト( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kensin/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kensin/index.html</a> )を想定しています。両サイトとも、原則としてセキュリティ保持等の観点からタグ設置はできません。	3/19
38	本事業における定量的な目標指標について アンケートの「回答率90%」という目標以外に、インターネット広告の配信やSNS発信において、府として設定されている具体的なKPI(インプレッション数、クリック数など)の目安はございますでしょうか。	具体的なKPIの目安は定めておりません。仕様書記載の「府のけんしん目標値」達成に向け、インプレッション数やクリック数等の数値目標を含め提案ください。	3/19